

令和6年度入札監視委員会定例会議 議事概要

開催日及び場所	令和6年12月20日(金) パブリック2号館1階会議室(九州大学伊都キャンパス内)	
委員	委員長 三浦 邦俊 (三浦邦俊法律事務所) 委員 日高 圭一郎 (九州産業大学建築都市工学部) 委員 深海 博晶 (糸島市経営戦略部財政課)	
審議対象期間	九州大学、福岡教育大学、九州工業大学 令和5年7月～令和6年6月	
抽出案件(合計)	5件	(備考)
工事(小計)	4件	今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。 委員より抽出された案件について個別審議を行った。 その際、説明資料に基づき各発注機関の担当者から説明を行い、質問等への回答を行った。
一般競争 (政府調達協定対象工事)	0件	
一般競争 (政府調達協定対象工事を除く)	3件	
公募型指名及び 工事希望型競争	0件	
通常指名競争	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務	1件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

質 問	
九州大学	
(1) 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について	
<p>資料1 : 総括表 (建設工事) (令和5年7月～令和6年6月契約分)</p> <p>・特になし</p> <p>資料2 : 総括表 (設計・コンサルティング業務) (令和5年7月～令和6年6月契約分)</p> <p>・①公募型プロポーザル方式、②簡易公募型プロポーザル方式、③簡易公募型プロポーザル方式 (拡大) の違いは何か。</p> <p>資料3 : 指名停止等一覧表 (令和5年7月～令和6年6月契約分)</p> <p>・特になし</p>	<p>・業者に提案を求めて、それに基づいて点数をつける点では大きな違いはないが、公告の仕方が異なる。①は官報掲載、②は建設関係の新聞に掲載、③は決まりがないため、九州大学施設部HPと文部科学省契約情報室HPに掲載している。</p> <p>また、①、②、③の順で①の方が事業規模、予定価格が大きく、求める資料の数も多くなっており、参入する業者の規模も大きくなっている。</p>
(2) 抽出された建設工事等の審議について	
資料4 : (馬出) 生体防御医学研究所 (設備室等) 設計業務 (再公告) 【一般競争入札 (最低価格落札方式)】	
<p>・電子入札の案件だと思うが、応札1社でも有効か。</p> <p>・業者が横で連絡を取り合うことはないのか。</p> <p>・予定価格は事前公表か、事後公表か。</p>	<p>・そのとおり。</p> <p>・電子入札で参入業者名、参入業者数を入札の時点では明らかにしていないので、新規参入業者もあることから、そのようなことはできないと考えている。</p> <p>・事後公表である。</p>
資料5 : (筑紫) 総合理工学府研究院本館改修電気設備工事 (Ⅲ期工事) 【総合評価落札方式 (実績評価型)】	

質 問

・施工実績について、過去20年間と長めの期間を認めているのは、そうしないと参加業者が少なくなるからか。参加業者が多すぎることはないか。

・見積書の中身はチェックするのか。

・価格に差がでるのは材料代か、労務賃か。

・他大学では過去15年間の実績にしているところもあるが、九州という地域的なことも考慮して、参加業者を確保する意味からも本学では20年間にしている。今回の案件は参加業者は多いが、通常3、4社参加が多く、多すぎることはない。

・事前に内訳書の中身をチェックしている。

・今回は諸経費の差が大きかった。今回、9社参加のうち2社辞退、6社が予定価格超過、1社が予定価格の範囲内であった。内訳を確認すると、工事費は予定価格の1割増しであったが、諸経費が予定価格の6割であったことから、企業努力の部分が大きかったのではないかと考えている。

質 問

資料6 : (伊都) 情報基盤研究開発センター照明設備更新工事【一般競争入札(最低価格落札方式)】

・調査基準価格は2,000万円以上の時に設定している、ということであったが、最低制限価格は設定しているのか。

・調査基準価格以下であっても、調査の結果、適正な価格で計上されていると判断されれば、落札率がいくら低くても契約を認めているということか。

・施工管理、完成検査によって工事が適正になされているか、を判断しているのか。

・本学では文科省の基準に基づいているが、文科省が最低制限価格を設けていないため、本学でもどの工事、設計についても最低制限価格は設けていない。

・本学では競争参加資格を設けているため、そこをクリアすれば、いくら価格が安くても、内訳書に問題なければ、安全に施工できると判断している。1円入札等を懸念されていると思うが、技術担当が調査を行うので、そこで問題があるものは排除できると考えている。

・そのとおり。大学として、発注側の管理もしっかりやっている。資材の受け入れ、完成検査の部分でも請負金額に応じて責任役職を細かく定め、写真等を残してしっかり検査している。

質 問	
福岡教育大学	
(1) 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について	
<p>資料1 : 総括表 (建設工事) (令和5年7月～令和6年6月契約分)</p> <p>・特になし</p> <p>資料2 : 総括表 (設計・コンサルティング業務) (令和5年7月～令和6年6月契約分)</p> <p>・特になし</p> <p>資料3 : 指名停止等一覧表 (令和5年7月～令和6年6月契約分)</p> <p>・特になし</p>	
(2) 抽出された建設工事等の審議について	
資料4 : (久留米) 附属小学校体育館屋上防水改修工事【一般競争入札 (最低価格落札方式)】	
<p>・企業努力によって低価格に抑えているというのは分かるが、そもそも予定価格は適正に算出されているのか。</p> <p>・資材の価格は上がったか下がったか。</p> <p>・防水工事について力を入れている専門業者だったのか。</p> <p>・契約業者だけが低価格ならば企業努力とも言えるが、他の業者も低いため、予定価格の積算は正しかったのか。 積算方法はどのようにしているのか。</p> <p>・今後は、今回参入した業者に見積をとるのも改善策として良いと思う。</p> <p>・防水は何年に1回くらい行うのか。</p>	<p>・低入札であった理由として、業者が仕入先で安くできる、防水の専門業者のため自社の職人で対応できることに加えて、ヒアリングで、本学で実績がなかったことからどうしても参入したかったと聞いているため、いい意味で競争が働いたと考えている。</p> <p>・基本的には今は上がる一方だが、大規模一括購入ができる場合等の要因により、今回は価格が下がったものと考えられる。</p> <p>・そのとおり。専門業者であるため、他の類似工事と併せて一括納入できるのが強みだと思う。</p> <p>・足場、仮設については歩掛かり、防水本体については見積を使用している。他社についても、本学の実績がなかったことが低価格の要因と考えている。価格の開きが大きい点については、今後、予定価格算出時の見積の精査を今一度行いたい。</p> <p>・承知した。今年度から積算方法も見直しを行い、今年度の3件の防水工事の落札率については80～90%の落札率で安定している。</p> <p>・防水には3種類ほどあるが、一般的なシート防水は25年でぼろぼろになり、20年で雨漏りが多く発生している。</p>

質 問

・実績重視が主な低価格の要因か。

そのように考えている。

質 問	
九州工業大学	
(1) 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について	
資料1 : 総括表 (建設工事) (令和5年7月～令和6年6月契約分) ・特になし 資料2 : 総括表 (設計・コンサルティング業務) (令和5年7月～令和6年6月契約分) ・特になし 資料3 : 指名停止等一覧表 (令和5年7月～令和6年6月契約分) ・特になし	
(2) 抽出された建設工事等の審議について	
資料4 : (若松) 研究実験棟エレベーター設備改修工事【随意契約】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の設定はどのようにしているのか。また、見積合わせが2回になっている理由は何か。 ・ 材料費は見積で算出し、諸経費は基準価格を基に積算ということか。 ・ ダイコー株式会社はメーカーか。 ・ 4,800万円は高いと感じるが、エレベーターの規模を教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者からの見積と大学での通常の積算で予定価格を立てている。そのため、1回の見積合わせで必ずしも予定価格に達するとは限らない。 ・ そのとおり。 ・ エレベーターメーカーである。 ・ 7階建てのエレベーターで11人乗りが2台である。

質 問

・それでも高いと感じるが。予定価格の積算はどうなのか。

・部分改修が初めてのため、ヒアリングしての結果ということか。

・開口が小さいということであったが、開口を広げる、もしくは外に付け直すことはできなかったのか。

・この金額は妥当という判断か。

・かごやレールはそのまま制御装置だけ変えたということか。それだと経年は変わらないわけで、もったいないという印象。

・エレベーター工事について、競争が働いていない、ということで国会で取り上げられたことがある。その際の文科省の通知を見てほしい。
建築一式工事に包含できない理由、今回は安全性の問題からそれまで待てないということを説明した上で、部分改修かつ技術的に他の企業が実施することができないため随意契約とした（通知文抜粋：既設の装置と改修によって更新させる装置が密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、安全性等の責任の所在が不明確な状態となる等、エレベーターの使用に著しい支障が生じるおそれがあることから、随意契約を適用する）といった丁寧な説明が必要。

・糸島市の庁舎で平成6年くらいに竣工した建物のエレベーター改修工事を予定したことがあるが、建築確認申請の協議をした結果、既存不適格、改修を認めないと判断された案件がある。
本案件は大丈夫だったのか。

・現シャフトの寸法のままではエレベーターの改修工事が不可能というのはどういう意味か。

・九工大では、今回のようなケースは今後も続くのか。

・九大でも、このようなケースはでてくるのか。

・本学ではエレベーター単独工事で26年の実績があったため、その時の掛け率44%を採用している。それを今回の部分改修に当てはめた。部分改修の実績は過去になかった。

・他メーカーにも確認したが、できない、という回答であった。かご毎かレール毎全て取り替えないと他メーカーではできない、という回答であった。

・構造計算からやり直せばできるかもしれないが、難しい。元々、外にシャフトを作っている形状なので、全部壊してやり替えるしかない。

・ゼネコンに確認したところ、シャフトを改修して新規に全部入れ替えると、1億円以上かかり、工期も1年半かかるという回答であった。そのため、部分改修の金額が妥当と判断した。

・そのとおり。加えて内装も少し改修した。
実際、予算確保する時の想定よりは高かった。

・既存不適格のままできる改修の範囲で工事範囲を設定した。

・約20年ほど前に設置したエレベーターのため、当時の法の規格で設置されている。しかしその後、平成17年頃の建築基準法の改正等で、ガイドレールを太くしたりピットを深くしたりして耐震性を上げる必要が生じている。そのため、昔なら収まったものが、寸法に収まらなくなったということ。

・今後も予定している。11人乗りを9人乗り、7人乗りにも縮小せざるを得ないかもしれない。もしくは部屋を入れ替えて、新たな場所に作る、ということになるかもしれない。

・今後検討していく。

質 問

・大学だけでなく一般的な建物でもあり得るということ。既存不適格のまま、というのは国の政策としてどうなのか。

・お金がかかることでもあり、遡及適用まで急にできないので、何か別工事がある時に合わせて工事するというスタンス。
地震があった時に、最寄りの階に止まる、扉が開いたまま動かない、といったシステムの改修は行っている。優先度を考えながら集中的に予算を投じている、ということ。

委員総評
(九州大学、福岡教育大学、九州工業大学3大学全体について)

・低入札が複数あったと思う。文科省では最低制限価格は設けていないということであったが、あまり価格が安いと労働者の賃金にも影響が出るのではないかと考える。その点は工事成績評定もつけているので、しっかり施工管理をしながら引き続き確認を行っていただければと思う。

・著しい人手不足である昨今、不調が続く事例も他所で見かけるので、プロポーザル、入札ともに今後はかなり工夫して、戦略的に考えていただかなければならないと思う。

・情報が共有化されて3大学ともにレベルアップしているように感じる。それがこの入札監視委員会の成果ではないか。様々な事例を研究されて、限られた予算の中で安く効果的に建築等の予算を使っていただくことが最大の課題ということ考えると成果が出ていると考える。
エレベーターの案件でもあったように、業界団体の力によって独占され高くないように、文科省からも細かく運用の通達も出されており、制度として有効に動いていると思う。今後もエレベーターの更新は行われると思うが、運用としてとてもよくなっていると感じるので、引き続きよろしくお願ひしたい。